

# 恩給年額一覽表（令和6年度）

（単位：円）

（単位：円）

恩給の種類		恩給年額
普通恩給の最低保障額		
長期在職者		1,163,300
短期在職者	実在職年9年以上	872,400
	実在職年6年以上9年未満	697,900
	実在職年6年未満	583,700
普通扶助料の最低保障額		
長期在職者		813,400
短期在職者	実在職年9年以上	610,000
	実在職年6年以上9年未満	488,000
	実在職年6年未満	415,700
公務扶助料の最低保障額		1,863,000
増加非公死扶助料及び 特例扶助料の最低保障額		1,459,100
傷病者遺族特別年金の基本年額		
傷病年金及び第1款症以上の特例傷病恩給からの転給		415,700
第2款症以下の特例傷病恩給からの転給		311,800
増加恩給	特別項症	第1項症の金額にその7/10以内の金額を加えた額
	第1項症	5,877,500
	第2項症	4,897,800
	第3項症	4,033,000
	第4項症	3,191,900
	第5項症	2,581,900
	第6項症	2,087,900
	第7項症	1,903,000
傷病年金	第1款症	1,731,500
	第2款症	1,388,500
	第3款症	1,118,400
	第4款症	986,900
特例傷病恩給	特別項症	第1項症の金額にその7/10以内の金額を加えた額
	第1項症	4,480,800
	第2項症	3,737,300
	第3項症	3,088,700
	第4項症	2,448,300
	第5項症	1,991,000
	第6項症	1,613,500
	第1款症	1,466,800
	第2款症	1,334,900
	第3款症	1,073,300
	第4款症	867,400
	第5款症	763,100
加給・加算の種類		加給・加算額
特別加給	特別項症	277,300
	第1項症及び第2項症	215,700
扶養加給	妻	198,400
	妻以外の扶養家族2人目まで	73,900
	妻以外の扶養家族3人目以降	37,000
	妻がない場合の扶養家族1人目	135,600
扶養遺族加給	扶養遺族2人目まで	73,900
	扶養遺族3人目以降	37,000
寡婦加算	子1人を有する妻	156,400
	子2人以上を有する妻	273,900
	60歳以上の妻	156,000
遺族加算	公務関係扶助料	156,000
	傷病者遺族特別年金	156,000

一般文官仮定俸給年額			
通し号俸	仮定俸給年額	通し号俸	仮定俸給年額
18	1,178,000	51	3,525,300
19	1,230,100	52	3,654,000
20	1,283,800	53	3,836,600
21	1,336,800	54	4,017,500
22	1,391,200	55	4,129,200
23	1,424,900	56	4,238,100
24	1,458,600	57	4,459,200
25	1,497,000	58	4,675,700
26	1,551,600	59	4,718,200
27	1,598,600	60	4,886,500
28	1,642,600	61	5,098,600
29	1,695,600	62	5,309,700
30	1,749,100	63	5,519,300
31	1,807,300	64	5,651,700
32	1,866,300	65	5,792,700
33	1,939,700	66	6,064,300
34	1,986,100	67	6,323,200
35	2,045,800	68	6,461,300
36	2,104,000	69	6,592,300
37	2,219,300	70	6,852,300
38	2,250,400	71	6,968,300
39	2,339,300	72	7,096,500
40	2,457,400	73	7,323,200
41	2,588,000	74	7,552,200
42	2,654,700	75	7,595,000
43	2,718,300	76	7,635,300
44	2,809,100	77	7,675,800
45	2,862,600	78	7,770,700
46	3,017,300	79	7,962,500
47	3,094,200	80	8,154,300
48	3,174,400	81	8,249,100
49	3,328,900	82	8,346,300
50	3,484,600		
旧軍人仮定俸給年額			
階 級		仮定俸給年額	
兵		1,497,000	
伍長(二等兵曹)		1,642,600	
軍曹(一等兵曹)		1,695,600	
曹長(上等兵曹)		1,807,300	
准士官(兵曹長)		2,219,300	
少 尉		2,457,400	
(特 務 准 士 官)		2,457,400	
(特 務 少 尉)		2,718,300	
中 尉		2,809,100	
(特 務 中 尉)		3,017,300	
大 尉		3,525,300	
(特 務 大 尉)		3,836,600	
少 佐		4,238,100	
中 佐		5,309,700	
大 佐		5,651,700	
少 将		6,461,300	
中 将		7,635,300	
大 将		8,559,600	

※長期在職者とは実在職年の年数が最短恩給年限以上の者のことであり、

短期在職者とは実在職年の年数が最短恩給年限未満の者のことです。

※公務関係扶助料とは公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料のことです。

※階級欄の（ ）内は、旧海軍軍人の階級です。